

報道機関各位

発信日	令和2年5月22日	担当者名	中溝 雄二
担当課	鳥栖市教育委員会事務局 生涯学習課	電話番号	85-3630

## 市立図書館の利用制限について

事業内容	<p>市立図書館については、利用制限を設けて5月12日から開館しているところですが、次のとおり利用制限の緩和及び利用制限の解除を決定しましたのでお知らせします。</p> <p>(1)令和2年5月26日(火)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用できるサービス(市民限定) 本の貸出及び返却のみ 閲覧禁止</li></ul> <p>(2)令和2年6月2日(火)～</p> <ul style="list-style-type: none"><li>利用できるサービス(制限なし) 本の貸出及び返却 館内閲覧可(制限有) 久留米市、小郡市、基山町との相互貸出再開</li></ul>
------	--

添付資料	
------	--

関連サイト	<a href="https://www.city.tosu.lg.jp/library/">https://www.city.tosu.lg.jp/library/</a>
-------	---